

令和2年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和2年10月16日（金）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 山本 卓美

庁内委員 山田 宰

竹内 甲司

村瀬 浩之

担当課

（10月16日）子育て支援課、クリーンセンター、博物館、秘書課
市街地整備課、保健センター、地域福祉課、高齢介護課
建築課、防災交通課、学校教育課、観光課、経済課
市民協働課、幼児保育課（再審査）

事務局（総務課）

課長 江原 包光

副主幹 渡辺 富之

主査 園田 美穂

目 次

《 10月16日（金） 》

1. 「放課後児童健全育成事業整備費等補助金」(子育て支援課) …	1 頁
2. 「生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金」(クリーンセンター) …	5 頁
3. 「半田市文化財保存事業費補助金(山車保存伝承事業)」(博物館) …	7 頁
4. 「半田市山車祭り保存会事業費補助金」(博物館) …	8 頁
5. 「国際交流活動補助金」(秘書課) …	9 頁
6. 「半田連続立体交差事業促進期成同盟会負担金」(市街地整備課) …	11 頁
7. 「休日夜間診療運営費補助金」(保健センター) …	12 頁
8. 「不妊治療費助成金」(保健センター) …	14 頁
9. 「成年後見利用促進事業負担金」(地域福祉課・高齢介護課) …	15 頁
10. 「認知症カフェ(プラチナカフェ)事業補助金」(高齢介護課) …	17 頁
11. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課) …	19 頁
12. 「アスベスト対策費補助金」(建築課) …	20 頁
13. 「防犯カメラ設置補助金」(防災交通課) …	22 頁
14. 「私立高等学校等授業料補助金」(学校教育課) …	23 頁
15. 「私立幼稚園副食材料費補助金」(学校教育課) …	25 頁
16. 「コミュニティ・スクール推進事業助成金」(学校教育課) …	25 頁
17. 「観光協会補助金」(観光課) …	27 頁
18. 「春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金」(観光課) …	28 頁
19. 「竜の子街道広域観光推進協議会負担金」(観光課) …	30 頁
20. 「農業生産組合推進事業補助金」(経済課) …	31 頁
21. 「畜産環境対策推進事業補助金」(経済課) …	32 頁
22. 「半田商工会議所中小企業相談事業補助金」(経済課) …	34 頁
23. コミュニティ環境整備補助金」(市民協働課) …	35 頁

【再審査】

1. 「保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上事業)」(幼児保育課) …	36 頁
--	------

開会（庁内委員審査：令和2年10月16日（金） 午前9時00分）

子育て支援課 補助金－2 放課後児童健全育成事業整備費等補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本補助金は、市が放課後児童健全育成事業を委託している放課後児童クラブの行う施設整備等に対する補助金で、平成17年度より交付しています。

放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業で、現在、放課後児童クラブ20か所に事業を委託しています。他市町ではこの事業はほとんど公設公営で実施していますが、本市では近年まで民設民営の事業所への委託のみで事業を実施してきました。現在は20クラブのうち、6クラブが小学校内の公設施設で実施となりましたが、14クラブは民設の施設で事業を実施しています。

本補助金は、そうしたクラブ間の施設格差の是正や、児童の保育環境の向上を図るため、各クラブが行う運営上必要な施設改修や備品購入に対して補助を行うものであり、施設・設備面の安全確保や環境改善のため、補助の継続が必要であると考えています。

しかしながら、今後は児童の移動の安全の確保や学校の余裕教室の活用も考慮し、利用者の増加等により新たな児童クラブが必要となった際や、今後予定されている小学校施設の長寿命化や改築工事に併せて、学校施設内での設置を進め、公設化を図ってまいりますので、この補助金も縮小していくこととなります。

令和3年度の協議額は、各団体からの3年度に向けた要望に基づき、実施内容を審査し算定したもので、255万8千円をお願いするものです。

昨年度、当会議にて、小学校内にて学童保育を実施したいとする市の施策実現に向け、家賃補助との関連性なども考慮したうえで、当補助金の交付期間を限定する考えを次回までに提示するようご指示をいただいています。

施設の公設化については、基本的には学校施設の更新計画に基づいた改築工事や長寿命化工事に併せて実施することとしています。余裕教室の活用という側面もありましたが、国では少人数学級化を推進していくこととしており、その動向も見据える必要性が出てきましたので、既存の民設施設で利用希望者のニーズが賄え、待機児童が発生する懸念がないうちは、別に整備する考えはありません。現在の学校教育課の計画によると、更新計画上の最終校が令和38年度に

供用開始する横川小学校ということになります。すべての校区で公設施設を用意できるまでは、当補助金は継続せざるを得ないと考えています。

一方、家賃補助につきましては、公設施設で運営する事業所との不公平を是正するために支給額を増額した経緯がありますが、基準が厳格でない側面がありますので、来年度の適正化に向け事業所に方針を示しています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

【質 疑】

(委 員) 補助対象となっているDVDプレーヤー等の備品設置基準などの標準的なモデルは設定していますか。

(担当課) お子さんを長間時間お預りするうえでの環境整備として、DVDプレーヤーの設置には必要性があり補助対象としていますが、どこまでが過剰な配置となるか否かなどの基準等は設けていません。

(委 員) その時々で担当者で設置基準が異なることにならないですか。

(担当課) 多少そういう側面はあります。

ただし、これまで要綱の改正をさせていただいて、事業所負担が生じる内容に改めたことから、一定の制御が働いているものと判断しています。

また、施設間のバランスを考慮した必要最低限の整備に限定し、交付審査に努めています。

(委 員) 補助交付対象としている施設整備について、適正な価格の審査についてどのように行っていますか。見積書の内容を鵜呑みにしていませんですか。

(担当課) 整備の必要性は、現地確認する上で補助金交付の妥当性を判断しています。

(委 員) 金額の妥当性はどのように確認していますか。

(担当課) 20万以上の場合には2か所以上から見積をもらうようにしていますが、工事内容に対する適正な金額であるかについて不明確な部分があります。

(委 員) 工事内容に応じた適正な金額となっているか土木課に相談すべきかと思えます。

(担当課) 土木課に相談し適正な価格にて予算査定に臨みます。

(委 員) 学童保育を行う施設には賃貸によるものなど様々な施設があると思いますが、この補助金を交付することで、なるべくすべての施設を同じレベルまで整備するものなのか、必要最低限の整備を認めるものか、方針としてどのように位置付けていますか。

(担当課) 委員の言われる通り施設の形態は様々で、店舗跡を活用しているものやアパートの一室を活用するなど、それぞれの特徴がある中で統一的な整備は困難な状況です。方針としては、例えばアパートの一室であれば家庭的な環境での居場所が提供できるなど、既存の施設の特徴を活かしながら、華美ではない必要最低限の整備ができるよう取り組んでいます。

(委員) 現在の要綱では、補助金を交付してから最低5年は使うことが条件となっていますが、賃貸物件では家主から契約解除を求めてくることも起こってきませんか。

(担当課) 土地の利用計画などから、家主が売買や更地にする可能性は否定できませんが、当補助金とは別途交付している家賃補助にて、利用児童数に応じた補助額の算定ができるよう拡充を図っています。

(委員) 学校施設を活用する公設の場合、市の予算で整備すべきものと、当補助金で整備すべきものをどのように整理していますか。

(担当課) 市の予算として、施設整備や施設の管理にかかる予算は計上していますが、整備費は全額市費の負担になってきます。

市の予算による整備は、公の施設を維持管理する上で必要なものを支出するものとし、一旦整備をしたうえで、例えば防犯カメラの設置など、学童保育を実施する上で必要な整備費については、事業者からの負担も併せた形で当補助金で支出すべきと整理しています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ・備品購入について、施設間に差異が生じないよう配備すべき備品の基準などを設けること
- ・改修について、見積書の工事金額の妥当性等を土木課にて確認すること

クリーンセンター 補助金—1 生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、昭和61年度からごみの減量化施策の一環として、市民の家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入設置に対し、交付しているものです。

補助金の交付状況については、令和3年4月から導入する「家庭系ごみの有料化」制度に併せて、市民のごみ減量化意識の向上、および新たな方法でPRを実施したことなどに伴い、申請件数は増加してきています。昨年度実施をした「利用者アンケート」では、処理機を利用したことにより、ごみステーションに出す

ごみの重量や回数が減少したとの回答をいただくなど、その効果が確認できており、今後も有料化開始に伴い、利用世帯の増加が期待できることから継続的な交付が必要と考えています。

令和3年度の協議額は、交付申請件数の増加を見込んで今年度の予算から42万円の増額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、本補助金は、環境保全基金を充当しています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 資料にある8月末までの実績(処理機が42件、堆肥化容器は10件)以降の状況を教えてください。

(担当課) 9月末まででございますが、処理機が61件、堆肥化容器は11件、となっております。

(委 員) この状況から、堆肥化容器の需要はあまりなく、当補助金を活用している方は、固定された方々ではないですか。

(担当課) 確かに堆肥化容器については、既に御購入いただき容器を使っていた方で、要綱上の規定とする5年間の経過した後に同じ方が利用している可能性はあります。

現状の推移として、処理機の需要は今後も伸びてくることが考えられますが堆肥化容器については、横ばいになっている状況にあります。

(委 員) 堆肥化容器の利用が横ばいの中で40基を見込むことは、制度発足当時の需要とは異なり、今後増加傾向に転じるとは思えません。また、堆肥化した生ごみを肥料として活用する方を対象とする制度に限界があり、多くの方々に有益な制度となるよう見直しを図るべきではないでしょうか。

(担当課) 堆肥化容器としていますが、生ごみの水切りを促進することで、ゴミの減量化にもつながる機器としての目的も持っており、畑を持たない方でも利用促進を図ることは可能であると判断しています。

(委 員) 制度発足から30数年間、同じ補助対象で利用状況が横ばいな現状下で新たな制度設計の必要性はあると思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ・ごみ減量施策について、堆肥化容器等の設置に限らず、他の施策も含め調査研究を行うこと
- ・堆肥化容器の設置について、設置者が固定化している現状など今後の動向を調査すること

【減額理由】

補助対象のうち、生ごみ堆肥化容器について、設置者が固定化している現状もあることから、R3設置見込み数40基をR2実績見込み数20基としたため

博物館 補助金－1 半田市文化財保存事業費補助金（山車保存伝承事業）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

資料9ページをお願いします。

この補助金は、文化財保護法、愛知県及び半田市の文化財保護条例に基づき後世に残していくべきと判断した有形民俗文化財である31の山車組に対し、経費の負担軽減と文化財の保存伝承を目的に補助するもので、昭和54年度から行っているものです。

山車蔵等の火災保険料を始め、山車の小規模修繕や、提灯、手拭いなど、祭礼行事に必要な経費の一部として交付することで、文化財である山車文化を伝承していくための保存継承が行われており、継続的な交付が必要と考えております。

令和3年度協議額は、今年度と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

博物館からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）先日の市民委員審査にあった「文化財保存修理等補助事業」と当補助事業の違いをおしえてください。

（担当課）両制度とも同じ要綱で定めていますが、当補助金は山車文化の継承を目的に山車組に対して定額の補助金を交付する制度で、一方、「文化財保存修理等補助事業」は100万円以上の保存修理を目的とした補助制度になります。両制度の補助金交付に際しては、領収書や保険証書の確認、修理について山車組へ出向きヒアリング等を行い適正な支出に努めています。

- (委員) 補助事業ではなく、直接市費として支出する考えはないですか。
- (担当課) 原則として、一義的には管理者、所有者が責任を負うものであり、その上で、条例などで地方自治体が補助することができる形が適当であると判断しています。
- (委員) 要綱内で誤字があるので修正をお願いします。
- (担当課) 速やかに修正いたします。
- (委員) 補助金等執行協議書にある「事業成果」については、何らかの指標を示してください。
- (担当課) 別途事務局へ報告します。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

保存会の活動で、当補助金の使途が明確になるよう見直しを図ること

博物館 補助金－3 半田山車祭り保存会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、有形民俗文化財である市内31の山車組の連合体で、行政と各山車組間などの連絡調整役である半田山車祭り保存会が行う交流事業や広報事業に要する経費の一部を補助するもので、平成21年度から行っているものです。

交流事業である「知多・衣浦地区山車祭り交流会議」においては、修理や保存について他地区との情報交換を始め、半田山車祭り保存会のホームページや、からくり人形を紹介したパンフレットの作成など、市内外に対し半田の祭りに関する各種情報発信をしております。

当保存会は、今後も県内において山車祭りのリーダーであるとともに、本市の文化度の高さを示していくことが大いに期待できることから、継続的な交付が必要と考えております。

令和3年度協議額は、今年度と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

【質疑】

- (委員) 令和2年はコロナ禍の影響で多くの事業が出来なくなっていますが、今年度予算では広報PR費・ホームページ管理運営費に35万支出する計画となっておりますが必要性はありますか。補助金を使い切るための不要な支出の計上となっておりますか。
- (担当課) 祭り行事ができない中で保存会が協議した結果、PRの強化が必要と判断し、からくり人形を紹介するパンフレットの作成を行いました。

また、ホームページでもからくり人形に特化したページを作成しPRを図っています。

(委員) 当該事業に限らず、コロナ禍の影響で多くの行事が中止となっている中で、補助金を使うため無理矢理事業化していないかの精査は重要であり、令和2年度に限っては、補助金を返還してもらい翌年からは交付することも含めた協議は必要です。

(担当課) 令和2年度のPR強化は、コロナ禍の影響下であるからこそ、祭り文化に触れてもらえるようPRすべきとの結論から行っているもので、博物館としても情報発信の必要性は高いものと判断しており、後方支援をしていきたいと考えています

(委員) 資料にある収支決算書にて、交流事業費の一部が収入額に対し、これを上回る支出額となっているが、当補助金が充当されていることはないですか。

(担当課) 収入額の財源は参加者による会費であり、不足額については、当補助金以外の諸収入により運営しているもので、問題ないものと判断しています。

(委員) 当補助金が充当されていないと言いますが、保存会の収入源には、半田市の補助金も入っており、現在の収支決算書の内容では疑義が生じ不信感を招く恐れがあります。

(担当課) 誤解を招く事業は別途収支決算書を作成することや、当補助金に特化した収支決算書を作成するなど対処していきます。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

保存会の活動で、当補助金の使途が明確になるよう見直しを図ること

秘書課 補助金—1 国際交流活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、平成6年度から市民の国際理解を促進するため、交付しているものです。現在、国際交流協会は、姉妹友好都市交流において、これまで蓄積してきた姉妹都市との関係やノウハウを生かして窓口となっており、増え続ける市内在住の外国籍市民に対しては、日本語教室を継続的に開催して日本語を学ぶ機会を提供しています。今後も、国際親善、多文化共生の両面で、その効果が期待できることから、継続的な補助が必要と考えております。

また、令和3年度の協議額は例年と同様の事業を、新型コロナ対策を講じた上で予定していることから、令和元年度予算と同額としており、積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

【質 疑】

- (委 員) コロナ禍の影響下で今年度の事業は全て実施されていますか。
- (担当課) 日本語教室は密な環境となることから2か月間中止しており、その間の補助については、最終的に返還することで調整済です。また、その他の事業についても同じように開催出来ない場合は、最終的に今年度行った内容を確認したうえで、返還等の精算を条件とし、交付決定を出しております。
- (委 員) 前年と同額の協議額としている理由は何ですか。
- (担当課) 今年度から既に日本語教室において、参加人数を絞るなど手法を変更し通常に近い内容且つコロナ対策を講じた上で、教室等が再開しています。来年度は4月当初から従来のスタイルを見直したスタイルで実施できる環境が整ったため、令和元年度の事業費と同額の協議額としています。
- (委 員) 補助金等執行協議書の積算根拠にある事業費と、収支決算書にある事業費に差異があるのはなぜですか。
- (担当課) 例えば会報を編集する際に、職員が編集に当たっている業務として必要な管理費や給与賃金に当たる部分を事業費に上乗せして補助しているため、紙と印刷費があればできるのではなく、そのための取材やその後発送業務に対する労力の部分を、事業に係る費用として算出をしております。
- (委 員) 決算上で、430万円の補助金が何にどのように充てられて執行されたかを確認する必要があります。
- (担当課) 執行に対する支出の妥当性の判断として、当初予定していた内容が完了したことで、これらに要する人件費も計上したうえで実施されたという整理です。1つ1つの明細から、補助金がどこにどれだけ充てられているかは確認できていません
- (委 員) 事業費の積み上げによる補助を原則とする中で、事業費ありきで各事業にこれまでの枠を振り分けているように見えてしまいます。
- (担当課) 市民の国際理解につながる活動が問題なく実施されていることを判断基準とする枠組みがこれまで続いてきたことから、近年も同様に踏襲してきた状況にありました。
- (委 員) 事業内容を否定するものではありませんが、適正な支出が確認できるよう整理が必要です。
- (担当課) 今やっている事業を基本的には続けていきたいと考えておりますが、指摘いただいたところを踏まえて、補助金の振り分け方を再考し今回の指摘に対して答えられる形で整理をさせていただきます。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

事業費補助の原則により、積算根拠及び事業費のチェック方法を明確になるよう、見直しを図ること

市街地整備課 負担金—1 半田連続立体交差事業促進期成同盟会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、平成16年から半田商工会議所会頭らによって発足した「半田連続立体交差事業促進期成同盟会」へ、中心市街地の分断や踏切渋滞を引き起こしている2本の鉄道線を連続立体交差化によって解消するとの活動に対して交付するものであります。

現在は、主にJR武豊線連続立体交差化事業及びJR半田駅前土地区画整理事業において、国や愛知県に対して要望活動を実施し、その効果として国庫補助金が確保されるなど効果が現れており、今後も事業の必要性の認知と国庫補助金の確実な獲得が期待できることから継続的な交付が必要と考えております。

令和3年度の協議額は、例年、書面審査にて承認いただいております総会運営費、要望活動費用等に加えまして、この年度に新たに開催を予定しております、鉄道高架工事の本格着工に伴う『記念式典』を地元自治体として、関係者や地元への工事着手の報告とお礼、及び今後も事業の協力をお願いするとの観点から開催するもので、費用について、新たに計上している式典費用も含めまして、積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりとなっております。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委員) 当同盟会の事業費の収入はほぼ市の負担金となっていることから、負担金交付という支出形態ではなく、市費として直接支出が可能ではないですか。見方によっては、交付した補助金を同盟会の裁量によって必要以上の経費等を支出しているように誤解を受けてしまう可能性があります。

(担当課) 当同盟会は、半田連続立体交差事業の促進を目的に、半田商工会議所を中心とした民間団体により発足したもので、これに市が協働するかたちで事業展開しており、具体的には国への要望活動や記念式典の開催などを行っています。

また、国等への要望に際して、官民が協働している同盟会での発信は有効的であると判断しています。

(委員) 同盟会の活動内容を否定するものではなく、同盟会の財源の内訳に民

間団体等の負担金がなく、市の負担金だけで構成されているにもかかわらず、直接市費による支出でないことに違和感があります。同盟会の運営はどこが行っているのですか。

(担当課) 同盟会の事務局として運営しているのは市街地整備課職員が行っており、負担金の支出管理も併せて行っています。

また、事業完了後に清算を行い返還についても遺漏なく行っています。

(委員) 同盟会の事務局運営と資金管理を市街地整備課職員が行っている現状からも、実施内容について職員が厳密に精査しているとは思いますが、負担金交付していることで、同盟会が自由に公金を支出しているように見えてしまいます。例えば同盟会発足当時に負担金を財源とする何らかの理由があれば別ですが、誤解を受けないためにも、直接市費で予算化し予算査定を経て執行すべきと思います。

また、予定している記念式典やパンフレットの作成費についても、業者発注の要素が多く、直接作成することで経費の削減が図ることが可能です。

(担当課) 同盟会で実施する事業費は、同盟会による支出をすべきと判断していました。また、記念式典やパンフレット作成費については、他の同盟会での実施内容と同等のレベル感で計上しているものと思いましたが、直接職員が作成しているものなど他課の状況を調査いたしません。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ・要望書作成に伴う印刷製本費や記念式典開催費については予算査定までに精査すること
- ・同盟会発足時に半田商工会の要望が含まれていることから、負担金の支出について交渉すること
- ・交付先団体の財源が市負担金のみとなっているため、同盟会発足時の負担金とする明確な理由がある場合や半田商工会議所からの負担金が見込まれる場合は負担金によるものとし、これら以外の場合には市費による予算化も含めて運営費の計上について検討すること

保健センター 補助金-1 休日夜間診療運営費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

休日や平日夜間における市民への初期救急医療の確保のため、半田市医師会が当番制で行っている休日・平日夜間診療業務の運営費に対し補助するもので、

昭和49年度から愛知県の交付要綱に準じて開始しました。県の補助金終了後の平成16年度からは、それまでの愛知県補助金の基準額を準用し、本市の単独補助金として助成してきました。

令和元年度は9,490件の受診があるなど、多くの利用があり、今後も診療時間外の急病に対する市民の「安心」のため継続的な交付が必要と考えています。

令和元年9月に半田市医師会から土曜・日曜・祝日の午後診療の廃止要望を受け、半田市医師会と協議した結果、令和元年度については、12月1日から日曜・祝日・土曜日の午後診療を1時間の短縮、令和2年度は、日曜・祝日の午後診療を取りやめ、午前のみとしました。さらに令和3年度以降の短縮の要望も出されており現在調整中で、結論が出た時点で変更協議書を提出予定としています。

協議額は、現行ベースで計算。634万7千円で、カレンダーの関係で前年度より4千円の減額となっています。

なお、昨年度分の指示事項としまして、「①医師会との業務について保健センターにて全庁の内容を把握し、課題や問題点を抽出するなど主体的な役割を果たすこと。」については、人事課を始め庁内各課が医師会と締結している契約内容を調査分析し、問題ないことを確認しています。

また、「②補助金執行協議書を始めとする公文書の意義を職員に周知したうえで、適正な内容で提出すること。」については、医師会から提出された財務書類では読み取ることができない本市からの補助金部分が分かる資料を作成、提出させています。また、本市からの補助金実績報告書を今回から提出させており、適正な執行を確認しています。

【質 疑】

(委 員) 再度確認ですが、令和3年度の診療時間の短縮を医師会と協議中しているということでしょうか。

(担当課) 今回の協議額は現行の診療時間等をベースに作成したものですので、医師会との調整ができた段階で、変更協議を予定しています。

(委 員) 今年度より当補助金の使途が明確になるよう作成依頼した報告書にある補助交付額が、医師会全体の正味財産増減計算書(抜粋)ではどのように反映しているか分かりづらいため説明してください。

(担当課) 正味財産増減計算書(抜粋)では、補助金総額のうち、振込手数料を別途表示しているため分かりづらさはあるかもしれませんが、補助金総額については適正に計上され執行していることを確認しています。

(委 員) 現在の補助基準額となった経緯と金額の妥当性についてはどのように考えていますか。

(担当課) 現在の補助基準額は、平成16年度より愛知県補助金の基準額を準用

し、本市の単独補助金として交付しています。金額の妥当性については、これまでも議論してきたところですが、金額としては相当安価な価格設定で診療を行っていただいている現状で、先方からの要望等もないことから、引続き同基準額で計上したものです。

また、休日診療の体制は近隣市町を見ても、半田市の対応は充実していて、市外の方が半田で受診するケースも多く、市内の受診者への影響を懸念しています。

(委員) 市外の受診者が多いことで市内の医療機関の診療対応が過重に強いられていたり、市内の受診者への影響もでているのであれば、他市町にも半田市と同等レベルでの休日受診ができる体制整備を働きかけるべきだと思います。

(担当課) 知多5市5町の担当課長会議などで、休日夜間診療に関して体制が充実している市町への受診が多い傾向があることから、市町間の平準化の要望をしているところですが、早期解決は困難な状況にあります。

(委員) 市外の医療機関の体制を変えることは大変なことは理解できるので、例えば、市外の受診者数に応じた負担金を要求するなどの手法は検討すべきだと思います。

(担当課) 今後の担当課長会議等で働きかけていきたいと思っています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

休日夜間診療について、制度が充実している半田市へ市外の患者が利用することで、市内の診療運営に影響を与えかねないことから、休日・時間外診療を拡充するよう知多4市5町に継続的に呼びかけるとともに、これに応じる動きがない場合には、負担金の導入にも言及していくこと

保健センター 助成金－2 不妊治療費助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

不妊検査や不妊治療には高額な費用の負担を伴い、これが原因で妊娠をあきらめてしまうケースもあるため、不妊治療等を行っている夫婦に対し、5万円を上限に、その費用の助成を行うものです。助成の対象は一般不妊治療といわれるもので、体外受精や顕微鏡受精のようなより高度な治療については愛知県特定不妊治療治療費助成制度の対象となります。

令和元年度は76件の申請があり、うち26件の妊娠に繋がるなど効果がみられることから、継続的な交付が必要と考えています。

協議額は、297万3千円で、前年度より25万8千円の増額となっています。

これは、過去3年間の交付件数、助成実績額の平均に基づき算出した交付見込み件数及び交付見込み額が増えたことによります。

なお、不妊治療については今後、国において助成制度を拡充する動きもあるため、動向を注視していくこととしています。

【質 疑】

(委 員) 補助金等執行協議書にある総協議額 2,973 千円のうち 404 千円が県費補助となっていますが、補助割合を教えてください。

(担当課) 県費補助割合については、総額の何割ではなく、不妊治療内容によって対象となるものと、そうではないものとあるため、これらを積み上げたものです。

(委 員) 半田市の補助限度額としている 5 万円は妥当な金額と判断していますか。

(担当課) 不妊治療については、市内の産婦人科医で行う比較的安価な治療から、不妊治療に特化した専門病院での治療で多額の費用がかかるものなど多種多様な状況で、高額治療は愛知県、それら以外の治療は半田市といった役割を持って補助しているもので、補助額についても直近3年の助成額からも妥当だと判断しています。

(委 員) 知多圏域の助成金交付状況はどのようになっていますか。

(担当課) 5 市 5 町で言いますと、5 万円のところと 10 万円のところが、大体半々ぐらいの状況です。10 万円交付している市がある中で、半田市は 5 万円交付ではありますが、再来年度からの保険適用が見込まれ、その間も国の補助が拡充される運びとなる可能性が高いため、これらの動向を見定め、半田市としての適正な助成制度となるよう制度設計していきます。

【審査結果】 承認：A 1 (指示事項)

令和3年度は国県で見直しの可能性が高いことから、動向に注視し遅滞なく制度設計を行うこと

地域福祉課・高齢介護課 負担金－1 成年後見利用促進事業負担金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由から判断能力の十分でない人の財産や権利を守るための制度です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条第1項により、「市町村は

成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定され、知多地域では、平成20年度から5市5町の広域で知多地域成年後見センターに業務委託し、制度の利用促進に努めてきました。

知多5市5町が共同で業務委託費を負担し、法人後見受任や成年後見制度に関する相談事業・研修事業・啓発事業などに取り組むことで、知多地域全体の住民福祉の向上に大きく貢献していると考えています。

年々、成年後見制度の利用件数は増加傾向にあり、それに応じて業務量も増加しているため、5市5町と後見センターとの申し合わせにより、2年に一度、委託料の見直しを行うこととし、直近では、昨年度に見直しを行いました。

そのため、令和3年度の委託料は今年度と同額の6,000万円で、そのうち本市負担分は5市5町の負担割合により1,050万円となります。

なお、負担金1,050万円の財源内訳としては、国庫補助278万9千円、県費補助139万4千円、その他介護保険料337万円、一般財源としては294万7千円となります。私からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 成年後見事業の委託先として現在NPO法人とおこなっているようですが、全国的な傾向としてはどのような状況ですか

(担当課) 全国的な傾向としては、社会福祉協議会に委託しているケースが多く、続いてNPO法人といった状況にあります。

(委 員) NPO法人は団体の性質上、補助金等の公的補助がないと運営は困難なのでしょうか。

(担当課) 成年後見事業の収入源として後見報酬が得られますが、報酬額は被後見人等の資産などに応じて家庭裁判所が決定します。委託先の法人は行政の委託を受けていることからセーフティーネット的な要素も多分にあり、比較的資産に乏しい方々も受任していることから、後見報酬を収入源とする自立した運営は困難な状況にあります。

(委 員) 後見報酬が少ないことが、自立した運営を阻害しているのであれば、現在の5市5町から一括した委託料を支払うのではなく、個々で安価となっている後見報酬を補填する手法の考え方はありませんか。

(担当課) 全国には知多圏域のように広域の複数の自治体が共同出資し、法人等に委託しているケースはありますので、個々の報酬に対する補填している可能性はあるのかもしれませんが、事務効率なども考慮し現在の5市5町の負担割合としている「均等割」「人口割」「受任件数割」による算出を継続したいと考えています。

(委 員) 5市5町の総委託金額6,000万円となった経緯等を確認させてください。

(担当課) 平成 20 年より現在の委託方式を採用し、当初は 2,000 万円強の委託料からスタートしました。その後、受任件数の増加などの理由により、現在の委託料へと推移しています。なお、委託料の見直しについては 2 年に 1 度行っており、令和 2 年度と 3 年度の委託料は 6,000 万円となっています。

令和 4 年度と 5 年度の委託料の見直しについては、更なる増額要望の可能性がりますので、幹事市の東海市を始め各市町で、多くの支出要因となっている人件費を精査し、検証しているところです。

(委員) 平成 30 年から 5 市による輪番制で幹事市を決定しているようですが、特に令和 4 年度の委託料見直しに際しては、半田市は幹事市でなくても、リーダーシップを発揮し積極的な問題提議等をしてください。

(担当課) これまでの会議でも発言してきましたし、これからも発信していきます。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

幹事市の輪番制を取っているが、負担金の見直しに関しては常に半田市がリーダーシップをとって対応すること

高齢介護課 補助金－6 認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域で孤立しないような支援体制の構築を目指して、認知症カフェ事業を市内で運営する団体に対し、平成 29 年度から交付しているものです。

「認知症カフェ」（いわゆるプラチナカフェ）は、愛知県の地域包括ケア・モデル事業として平成 27 年度に市内 2 か所で開設したのが始まりで、現在では 4 か所で開設されています。身近な地域で認知症について相談できる場所として、認知症の方とその家族への支援効果が期待できることから、今後も継続的な補助が必要であると考えています。令和 3 年度の協議額は、昨年度と同額の 576 千円で、認知症カフェ 4 会場で月 2 回以上、2 会場で月 4 回以上の開催を見込んで積算しています。なお、この補助事業は、介護保険制度の地域支援事業（包括的支援事業）として位置づけられるため、市の負担額は全体の 19.25%となります。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた、1 つ目の条件「令和元年度の補助実績がないことから当判定額としたため、積極的な PR に努めること」につきましては、運営者向けのチラシを作成し、関係機関への周知を行いました。そして認知症地域支援推進員の働きかけにより、新たに亀崎地区でのカフェ開設が見込まれています。

2つ目の条件「各団体の収支状況から、自己資金の投入を前提とした事業展開となっており、このことが国県補助の規定上問題がないか確認すること」につきましては、愛知県福祉局高齢福祉課に確認し、「特に問題はない」との回答を得ております。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 補助金等執行協議書にある担当部長のコメントとして、5中学校区に1か所の設置を求める声が上がっているとありますが、担当課としてはどのように考えていますか。

(担当課) 5中学校区の設置を目指していますが、乙川地区での開設に至っていないので、地域での相談事業の充実を図るため、引続き取組んでいきたいと考えています。

(委 員) 相談事業の対象は認知症家族のみですか。

(担当者) 相談はご家族だけではなく、ご本人や地域住民等もできます。

(委 員) 事業PRはチラシの作成など実施したとのことですが、参加者数は妥当と判断しているか、又は、もっと増加を目指すべきと思ってるのか、感覚としてどう捉えていますか。

(担当課) 5中学校区での開催は市民アンケートによる意見として上がっていることもあり、需要はまだあると判断しています。

(委 員) PRの方法についても、検証する必要があると思います。例えばPRする対象者を認知症家族会や交流会にピンポイントで行うことも有効的だと思いますがいかがですか。

(担当課) 認知症家族会や交流会に話をする機会に併せてPRを行っています。また、今後は認定結果通知に合わせてPRするなど検討します。

(委 員) 認知証カフェが介護保険事業の地域支援事業としている目的などを再度確認させてください。

(担当課) 地域支援事業として、認知症当事者とその家族が気軽に過ごせる場所を提供するとともに、相談業務だけを目的とせず、例えば別の家族が来たときに、お互いに家族同士が会話のできるサロンのような役割も担っています。また、設置場所としては、相談員の配置が可能であれば一般の喫茶店の一角でも実施できるので、一般のお客さんも利用することで運営経費を確保することにつながり、事業者さんの負担軽減にもつながります。今後の乙川地区での開催についても、こういった面から事業者側へのPRもしていきたいと考えています。

(委 員) 補助対象としている月2回以上又は月4回以上の開催は、コロナ禍の影響下で令和3年度は実施できますか。

(担当課) 当制度は利用者数に応じた補助ではなく、居場所を提供してくれる事

業者への補助という考え方なので、開催回数の条件を満たしている事業者に対しては補助していきたいと考えています。

【審査結果】 A 1（指示事項）

利用者増に向けた対策を講じること

高齢介護課 助成金—1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的として、市内の各老人クラブへ交付しているものです。令和3年度の協議額は4,515千円で、昨年度より195千円の減額となっています。減額の理由は、クラブ数が2クラブ減少したためです。協議額の積算については、県の補助基準から算出した額4,476千円と、会員数加算額39千円の合計額としています。なお、県の補助基準から算出した金額の3分の2の金額2,984千円については、県が負担することになっています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた「老人クラブのあり方や統廃合の必要などのクラブとの折衝」につきましては、市老人クラブ連合会の会長へ申し入れを行いました。しかし、「会員数・クラブ数の減少が続く中で、更に統廃合によって活動資金が縮小することになれば、存続に窮する事態と言わざるを得ず、受け入れがたい。」とのご意見をいただきました。担当課としても、クラブを小さく区切ることで地域の見守り・相談役としての役割が果たされ、地域住民の支えとして活動していただくことをもって、了承するものといたしました。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）市老連と今後の統廃合について交渉したとのことですが、その解答内容として、統廃合を各クラブに呼びかけることが更に縮小して存続に窮する事態になる要因について再度、確認させてください。

（担当課）統廃合することで、市としての助成金の支出は削減されますが、クラブ側としては、現在のクラブ数で活動することで実現している地域に根付いた活動に支障をきたすとのこと、これを了承したものです。

（委員）単位老人クラブはいくつあって、1クラブあたり何名で構成されていますか。

（担当課）クラブ数としては100クラブで活動しており、1クラブあたりの定員数は各地区の人口に応じるようなものではなく、各クラブの運営要

領で定められた概ね 50 名としていますが、実際は 50 名に満たないクラブが増えています。

(委員) 単位老人クラブ数は 100 あることはわかりましたが、事業費の繰越額は、いくつかのクラブの決算を合計した内容になっているので、活動実態も複数のクラブで行っていないですか。昨年からの指摘はまさにその部分で、活動が複数クラブであれば実態に即した統廃合を交渉すべきです。

(担当課) 高齢介護課としては統廃合の呼びかけは行っていますが、実現には至っておりません。

(委員) 活動実態に即した助成金の交付をするべきで、単位老人クラブごとの活動を主張するのであれば、単位老人クラブごとの収支決算書類が提出されるべきです。見方によっては、助成金目的に架空の単位クラブが存在しているように見えてしまいます。

(担当課) 活動内容については、各単位老人クラブに事業実績報告書は提出させ確認していますが、会計実態については確認させてください。

(委員) 単位老人クラブ間で同一人物が所属しているような実態はないですか。

(担当課) クラブの重複など個人の特定確認については、他の事業も含めデータベース化など取り入れて進められるよう検討していきます。

【審査結果】 A 2 (承認条件)

クラブごとの会員及び経理等の状況を把握し、その実態に応じた統廃合に取り組むこと

建築課 補助金－3 アスベスト対策費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、アスベスト飛散による健康障害が社会問題化し、国が建築物のアスベスト対策として補助制度を開始したことを受け、本市も市民の健康障害の予防と生活環境の保全を図ることを目的に、平成 20 年度に要綱を制定し実施しているもので、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去等を行う者に対し補助を行うもので、国の補助制度がある期間は補助を継続していきたいものです。

補助金の額は、分析調査については 25 万円、除去等については 180 万円を限度額としております。

実績としましては、平成 20 年度から平成 28 年度までで、分析調査 7 件、除去等 2 件であり、平成 29 年度から元年度の補助利用はありませんでした。

令和3年度の協議額としては、補助申請があったとき対応できるよう、令和2年度と同様、分析調査、除去等各1件を予定、補助上限額で計算しており、その積算根拠、費用内訳については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

昨年度、この補助金の承認をいただく条件として、「国、県の補助制度廃止が令和2年度までの可能性があるため、補助制度が限定される可能性を記した広報で利用促進を図ること」をいただいております。

国、県の補助制度については、(2年度当初の)県への照会により制度継続の可能性のあることを把握し、また、県より令和3年度の要望額の吸い上げがあり、現時点で国より通知もないことから、令和3年度も継続されるものとして、今回協議をしております。

PRについては、補助制度の市報、ホームページへの掲載とともに、建築課への増築等の相談時にアスベストの有無の照会しパンフレットなどを配布することを行ってきており、また、電話・窓口による問い合わせに対しては、制度内容をしっかり説明し、現地で対象どうかを確認することを行ってきました。その際には、令和2年度中の補助終了の可能性を伝達のうえ、補助の利用をお願いしてきておりますが、令和2年度はまだ補助実績はない状況にあります。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) PRのなかで建築相談時に行っているとのことですが、具体的にどのような事例がありますか。

(担当課) 例えば工場の増築など、建築課窓口に建築確認等の対応時にアスベストの有無を確認したうえで、当制度のPRを行っています。

(委 員) 工場だけではなく、例えば空家民家の相談時にもPRは行っていますか。

(担当課) 補助対象となるのは吹き付けアスベストですので、民家で使われているケースはほとんどありません。

(委 員) 外見から判別できるようならパトロールを実施して直接PRも可能かと思われませんが、判別は困難でしょうか。

(担当課) 外見からでは判別は困難です。窓口等で相談があった場合には建物内を確認させていただき判断しています。

(委 員) 再度確認ですが、国県の補助金を確保するためには、当初から要望しておかなければならないものか、当初は要望せず申請があつてから流用や充用による予算措置では、国県が認めないスキームでしたか。

(担当課) 予算措置していることが国県補助申請の条件であることを確認しており、補正予算では間に合わない可能性もあることから当初予算での計上をお願いするものです。

(委員) 当制度の終期について再度確認させてください。

(担当課) 国県の補助制度廃止までとしており、県への照会で制度継続の意向を確認していますし、令和3年度の要望額の調査依頼もありましたので、今回の協議額を計上しております。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

近年の交付実績がないことから、当制度の周知方法は更に研究しPRを推進すること

防災交通課 補助金－4 防犯カメラ設置補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年度から、地域の防犯力を高めるために、自治区が設置する防犯カメラに対して補助を行っているもので、昨年までに、32台の設置に対し交付をいたしました。今年度は、13台の設置に対し交付を予定しており、予算全額を執行する見込みとなっております。

昨年度の補助金等判定会議における指示事項の全庁的な防犯カメラのあり方の検証につきましては、令和元年度中に施設所管課に照会をかけ、「半田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」の中に、設置検討基準などに係る方針を盛り込む要綱の改正を行っています。

担当課としましては、地域の安心安全を高めるためにも、引き続き交付が必要と考えております。

令和3年度の協議額につきましては、今年度の実績を踏まえ、昨年度と同様に10件を見込み、100万円としています。担当課からの説明は以上です。

【質疑】

(委員) 当制度の交付対象が自治区となっておりますが、市の政策として今後の方向性で、自治区の活動をなるべく小学校区単位でやれるように移行していきたいと思っていますので、例えばこの補助対象を小学校区単位にするなど、令和4年度以降に向けて、市民協働課と協議をしてほしいと思います。

(担当課) 承知しました。

(委員) 昨年の判定会議で防犯カメラの設置に関して、そのあり方について議論するよう指摘がありましたが、設置を推進し申請があれば基本的に補助していく方針ですか。

(担当課) 担当課として主導的に推進を図る考えはなく、防犯カメラの設置を必要としている自治区の申請内容に対し、適正な審査を行うことで補

助金の有効性を高めていくことが重要と考えています。

また、交付決定となった場合でも全額補助ではなく、3分の1は自治区が負担し、設置後の維持管理費も発生することから、むやみに申請が出てこないものと推察しています。

(委員) 防犯カメラ設置後の自治区に対するフォローアップは何か行っていますか。

(担当課) 設置した自治区にはアンケートにて、点検状況や使用状況を確認しています。例えば警察から、情報提供の依頼があったなど防犯上の活用状況について年1回行っています。

(委員) 防犯カメラの補助額の算定として、1台あたり15万円の設置費に対し、3分の2にあたる10万円としています。量販店で販売しているものなど様々な防犯カメラがある中で、標準的なものは何か設定していますか。

(担当課) 価格のばらつきは、設置する場所やカメラの性能、またインターネット管理など付加価値を加えることで大きな差異が生じるものと判断しています。設置費用の15万円は、基本的には記録ができる標準的なタイプの費用として設定しています。

(委員) 補助金等執行協議書にあるように、終期設定されていない理由は何ですか。

(担当課) 今日の凶悪犯罪が報道等されるなか早期終了は考えていませんが、当補助金は自治区の防犯対策とするカメラ設置に特化しており、今後は状況を見ながら設置件数が縮小傾向となれば、他の事業に統合するなど、検討していきたいと考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

自治区単位から小学校区単位とする施策展開を進めるため、市民協働課と協議し事業方針等を検証すること

学校教育課 補助金—3 私立高等学校等授業料補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、国、県が行っている私立高等学校授業料の軽減制度に市が上乘せする形で、平成3年度より実施しており、私立高校等に通う生徒の保護者への助成を行うことにより、教育を受ける機会の確保と負担軽減に繋げるもので、今後も継続的な補助が必要と考えております。

次年度の協議額の上限11,000円は、単価は同額ですが、令和2年度から国と

県の制度改正に伴い、支給対象者が減少する見込みであるため、総額では減額となっています。

国と県は、所得基準を緩和し、支給上限額を上げたため、これまで対象となっていた方の多くは、補助額が増加し、約3分の1の方は、実質無償化となり、市の補助対象からも外れます。

しかし、残りの約3分の2の方は、引き続き支給対象となります。

なお、国、県の支援が拡充する予定であることを踏まえ、市としての必要性、有用性を分析しましたが、この制度が、開始当初から、所得の区分に関係なく、支給額を一律11,000円としていたことから、少しでも保護者負担を軽減することに意義があり、子育て教育を重視する半田市としては、制度の有無が重要と判断し、継続する必要があると考えました。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 補助上限額としてる一人あたり11,000円にはどのような意義がありますか。年間数十万円の授業料がかかる家庭に補助する金額として妥当と判断していますか。

(担当課) 一律11,000円ではありますが、少しでも保護者負担を軽減することに意義があり、子育て教育を重視する半田市としては、対外的なPRも含め意義があるものと判断しています。

(委 員) 知多4市の実施状況を見ると大半が廃止あるいは廃止を検討している現状や、国県が補助基準を上げてきたこのタイミングで、半田市は廃止する選択は議論しなかったのですか。

(担当課) 国県の基準が上がるこのタイミングで廃止すること含め議論は行いました。しかしながら、国県の新たな基準で補助しても、これを超過する市内の方が3分の2程度あることから、教育支援の見地から事業廃止しない結論に至りました。

【審査結果】承 認：A2（承認条件）

・上限額としている11,000円の付加価値や効果について、廃止も含めた議論を行うこと

・現在の交付スキームではない内容で、目的達成に向けた他の手法等について検討すること

学校教育課 補助金—4 私立幼稚園副食材料費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化に関連し、通常、実費負担となる給食費のうち、副食費について、低所得世帯及び第3子以降の子どもに係る分を補助するものです

幼児教育の機会を保証し、子育て支援に繋げるもので、今後も継続的な補助が必要と考えております。

本事業は、国、県、市が3分の1ずつの補助で実施しています。

対象額は、子ども一人あたり月額限度額が4,500円で、保育園等では、免除しているものを私立幼稚園については、一旦徴収した後、補助金として交付しています。

なお、前年度からの増額分は、実施月数の増加によるものです。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）当制度については他市町も同様に補助しているものですか。

（担当課）国県補助を活用し同様に補助金を交付している状況です。

（委 員）副食材料とは具体的にどのような食材で、補助が私立幼稚園になっているのはなぜですか。

（担当課）主食がお米とパンで副食はおかずという整理になります。

補助交付が私立幼稚園となっているのは、保育園は保育料を免除できる規定があるのに対し、私立幼稚園は一旦実費負担した後に補助金を交付する運用としているためです。したがって、低所得世帯及び第3子以降の子どもにかかる副食材料費については、保育園、幼稚園を問わず経済的支援をすることになります。

【審査結果】 A 1（指示事項）

指示事項なし

学校教育課 助成金—1 コミュニティ・スクール推進事業助成金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この助成金は、令和元年度から導入したコミュニティ・スクール制度において、市内全小中学校に運営主体として設置した学校運営協議会に対し、事業提案を募り、採択された提案事業に対し、助成をするものです。

コミュニティ・スクール推進事業は、地域住民や保護者等が学校運営に参画する持続可能な仕組みを構築することを目指しています。

事業を推進するにあたり、地域住民への制度の浸透と当事者意識をもった視点での学校運営や教育活動の活性化を図るため、今後も継続的な助成が必要と考えております。

助成の対象事業は、学校運営協議会が行う、地域と学校の連携による学校支援活動で、環境整備事業や防犯安全事業などが想定されます。

助成金額は、上限 50 万円で、選考会にて順位を決定し、上位校から総額 100 万円までとしています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 活動エリアは校内に限っていますか。

(担当課) 校内には限りません。例えば亀崎中学校では、地域の防災団体と一緒に防災活動を校外エリアも含め活動している実績もあります。

(委 員) 現在の自治区単位の活動を今後は、小学校区単位での活動に移行していく方針がある中で、コミュニティ・スクールの役割は重要になってきます。当制度の目的となっている地域住民の積極的な参画が得られる活動となるよう、地域への周知徹底をお願いします。

(担当課) コミュニティ・スクール事業の今後の在り方については、学校教育課としても検証していますし、社会教育審議会の中でも学校と地域コミュニティの関係がテーマに議論した経緯もありますので、今後も引き続き意識してやっていきたいと考えています。

(委 員) 昨年の指摘事項にある、「学校が行うべき施設整備等と推進事業の内容が重複することのないよう、それぞれの目的から見た事業整理を行い、次回判定会議に提示すること」について、再度説明してください。

(担当課) 施設整備に関して、専門業者による施工が必要なものは学校教育課が予算化し実施すべきとし、一方、地域の皆さんと力を合わせ実施するものを当事業の助成制度を活用していただく整理をしています。ただし、端的に「草刈り」をやるということでは、学校作業の下請けと誤解を受けかねないので、地域で事故を減らすため視界を確保するための作業と位置付けることや、美観を重視した居心地の良い空間づくりを創作するなど、学校用務員やPTA活動での「草刈り」とは異なる目的を明確にする必要があると考えています。

(委 員) 学校で行うべき整備等とコミュニティ・スクール事業として実施すべき事業の目的の違いをどのように判断していますか。

(担当課) コミュニティ・スクール事業では地域の方々に学校作業の下請けとの誤解を受けないためにも、事業選考の際には十分な精査を行い採択

しています。

また、各地域の方々に他校の取組みを紙面や会議を通じて紹介することで、当制度の目的や具体的な活動内容などをPRしています。助成事業としてスタート間もないこともあり、地域に目的など伝わりきっていないと感じているところもありますので、今後も引き続き周知等図っていきたいと考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

コミュニティ・スクール導入の意義を丁寧に説明するとともに、推進事業が学校と地域との連携につながる活動となるように留意すること

観光課 補助金－1 観光協会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

半田市観光協会は平成18年度に民間移行し、民間による専門的ノウハウ、柔軟な発想、行動力、継続性を活かした観光振興の推進に取り組んでおり、観光案内や観光情報発信などのフロント業務はもとより、イベントの企画運営、関係団体・事業者との協働など、本市の観光振興に大きく貢献しております。

補助金については、平成18年に民間移行して以降、継続して交付しておりますが、補助金の積算としましては、観光協会が担う事業に必要な人件費及び事業費を補助することとし、人件費は、観光協会の運営に係る人件費として、1,200万円を基準額とし、3分の2の800万円を上限としております。また、事業費は、観光協会が主体的に実施する事業に必要な事業費として200万円を上限とし、合計1,000万円を上限として補助することとしております。

来年度についても、本市の3つの重点施策の一つである観光振興を推進していく上で、観光協会には重要な役割を担ってもらうことから、協議額は今年度と同様の金額により補助したいとするものであります。

【質 疑】

(委員) 補助金は人件費と事業費に充てられているとのことですが、事業費は具体的に何に充てられていますか。

(担当課) 決算報告書では観光協会全体の収支となっているので、当補助金を具体的に何に充てられているかは読み取れませんが、おもてなし事業や観光啓発事業の事業費として充てられ、これらは実績報告書にて確認しています。

(委員) 実績報告書では補助対象事業は確認できますが、補助金が具体的にどのように使われているかは確認できません。

(担当課) 実績報告書ではない様式で収支については確認しています。

事業費に充てられる上限 200 万円の補助金使途の確認については、観光協会が行う事業のうち、ホームページの更新など SNS の発信を始めとした、基本的な観光業務にあてられるべき補助金として整理しており、事業内容を確認したうえで総事業費のうち 200 万円を補助する運用をしています。

(委員) 現在の運用では、事業費に充てられるべき補助金が観光協会の人件費に充てられているような誤解が生じます。

(担当課) 来年度以降は、事業費に充てられるべき 200 万円の内訳が確認できる実績報告書等の提出を求め改善していきます。

【審査結果】 A 2 (承認条件)

- ・事業費補助の原則により、積算根拠及び事業費のチェック方法を明確になるよう、見直しを図ること
- ・委託事業の人件費と当補助金の人件費が重複していないことが明確である根拠を示すこと

観光課 補助金－4 春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

「春の山車祭り仮設トイレ設置費補助金」については、令和 2 年度より運用開始した制度であります。

経緯・目的については、伝統的な春の山車祭りに来場する観光客が増加している中、地元地域の祭礼執行組織が設置する仮設トイレの費用の一部を補助することにより、増加する観光客のおもてなし機能の整備を推進するとともにリピーターの増加を期待するものであります。

補助金の積算としては、トイレ設置に係る経費の種別ごとに設定した補助基準単価に数量を乗じた合計に消費税を加え、その 2 分の 1 を補助することとしています。トイレの設置数量については、昨春での市内 10 地区における仮設トイレ設置現状調査と今春の意向聞き取り調査に基づき、従前より設置している 4 地区(亀崎、乙川、下半田、成岩地区)及び上半田地区の新規設置意向等を考慮して、協議額は 50 万円としております。

なお、今年度は、4 月、5 月の 9 地区の祭礼が全て中止となったため、現在までの交付実績はゼロです。来年 3 月の乙川地区が開催されれば、初の実績となります。

以上、提案とさせていただきますが、観光課としましては、祭礼開催団体が観光客向けの仮設トイレを設置することは、観光客のおもてなしと利便性の向上に有益であり、費用の一部を補助することは、山車祭りを観光資源として誘客を

進める半田市の政策上、不可欠な対応と考えております。

【質 疑】

(委 員) 観光課として当補助金を始め、これまでもポスター作製補助を交付した経緯などもあると思いますが、今後、観光施策としてどこまでの補助制度が必要であると考えていますか。

(担当課) 観光施策としては誘客と来客者へのおもてなしのための補助とし、山車の維持管理については博物館が実施している文化財保護の補助金で行うものと整理しています。

また、来客者へのおもてなしについては、過度な補助とならないよう地元の方々にやってもらうべきことはやってもらうなどして、適正な制度設計をしていきますが、現状では新たな補助メニューは考えていません。

(委 員) 令和3年度はいくつの地区がトイレ設置補助を活用する見込みですか。

(担当課) 4地区からの申請は確実性が高いと見込んでいます。昨年の補助金等判定会議の指摘を受け、トイレ1基当たりの補助単価を定め、7基以上の設置を補助条件としました。令和3年度は4地区に加え、設置を検討している地区の設置も見込み概算で50万円の協議額とさせていただきます。

(委 員) トイレ1基当たりの補助単価とする見直し以前であれば、設置単価が地区ごとで異なり概算額での協議額は理解できますが、統一的な単価設定ができていないなら、設置見込み数から算出した協議額とすべきです。

(担当課) 設置見込み数に補助単価を乗じた金額にて予算査定に臨みます。

【審査結果】 承 認：A1（指示事項）

・協議額について、概算での500千円とするのではなく、具体的な設置数による見込み額を予算査定までに作成すること。また、観光課として今後どこまで地元あらの要望に応じて観光振興上の補助制度を拡充するのか、補助対象とすべき内容とは何かなど腹案を持っておくこと

【特記事項】

根拠資料の作成により協議額500千円の変動の可能性があることを全委員承認

観光課 負担金—4 竜の子街道広域観光推進協議会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この負担金は、醸造という共通の文化を持つ半田・西尾・碧南・常滑の4市が、地域間交流の拡大や広域観光の推進を図ることを目的として協議会を設立し、その協議会が行う事業について、構成員として負担するものであります。

令和2年度につきましては、各市町100万円ずつを負担し、合計400万円で事業展開しております。

具体的には、醸造・和文化の魅力を組み込んだ周遊バスや個人向け着地型旅行商品を造成し、観光雑誌・WEB雑誌による宣伝を行うほか、名鉄グループを活用したPRを行い、認知度の向上や商品販売の促進を図ります。

令和3年度については、恒常的に実施しているホームページや、イベント出店によるPRの他に、今年度実施するバスツアーや個人向け着地型商品の造成を継続実施するほか、醸造・和文化を特長つけた食のPRと回遊性向上を図る企画を実施する計画です。

なお、協議額については、今年度と同様総事業費400万円を各市町に等分した100万円を提案するものであります。

【質 疑】

(委 員) コロナ禍の影響下で今年度は事業が実施できていますか。

(担当課) 様子を見ながらとはなりますが、民間のバスツアーなども始まっていることもあり、実施する方向で予定しています。

(委 員) 事業内容となっているバスツアーには具体的にどのような経費が必要となりますか。

(担当課) 事業開始間もないことからPRを重視しています。バスツアーは当協議会を組織する4市を周遊するものと、特定の目的地へ移動してもらい、その先の個人ツアー型のものを予定しており、これらを多くの方々に利用していただくため、協力企業の名鉄グループを絡めたポスター掲示やフリーペーパーの作成などに捻出しています。

(委 員) 協議会を設置し4市で行う事業であるならば、単にバスツアーをやって終了とならないよう、テーマなど話し合っって企画性のあるものにする必要があると思います。

(担当課) 委員の言うとおりの、単発の企画としてやっていくのではなく、継続性も考慮し、今後の行政の関り方も含め協議しています。理想とする将来像は旅行社が運営を自走する運びに導きたいと考えています。

(委 員) 4市で行うメリットは何ですか。

(担当課) 4市の共通する醸造場を横断的な移動できるツアーでは、醸造文化に多く触れてもらえるとともに、スケールメリットなどもあり有効性

は高いと思っています。また、一方で利用者の生活スタイル等の多様化などに対応できるよう、必ずしも4市を横断するツアーにこだわらず、目的の市へ到着後はそれぞれのフリープランで観光してもらうことも必要ではないかと考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

現在の行政主導から、将来的には旅行会社の独自事業としていけるよう、次につなげる事業展開を調査研究すること

経済課 補助金－1 農業生産組合推進事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は農業生産組合が行うお米の生産調整に係る費用を転作面積に応じて支払う補助金です。また、市内34の全組合と年3回、会合を持ち、意見交換や情報共有を行っています。

協議額は1,147千円で前年比1000円の減となっています。

34の生産組合に対し、均等割り10000円と転作面積の面積割により算出しています。

【質 疑】

（委員）34の組合のうち、生産調整するために各組合員に確認する現在のスキームに難色を示す組合はないですか。

（担当課）組合には65歳まで働き定年を迎えた方が新規加入する流れが大半で、組合の代表者に新規加入者になることは皆無であるため、役員の高齢化が進み、今後の継続性に不安視されている声は聞いていますが、組合を解散するまでには至っていない現状です。

経済課で生産組合のあり方については、解散も含め検証するよう指示していますが、組合の活動は市だけではなく、農協や農業共済などの関係団体の業務にも影響することから、結論を導くには至っていません。

（委員）生産調整のあり方についても検証するということですか。

（担当課）生産調整は国の施策でもあり、米の安定的な需要を保つため転作を推進する施策として引続き実施していきます。

（委員）転作を推進する目的とのことですが、組合の中には転作面積「0」というところもありますが、補助の対象とすべきですか。

（担当課）転作面積が「0」とは、耕作地がないのではなく、組合員に調査した

結果、転作する方がいなかった結果ですので、補助交付対象として支障ないと判断しています。

(委員) 生産組合から提示される転作面積は、多ければ多いほどいいものかと判断していますか。

(担当課) 例えば法人化された農家であれば、米の生産で主な収入を得ることを目的としていますし、一方で生産組合員は比較的小規模な面積での生産となるので、販売単価が安定している肥料米など転作することを選択する方など、農家の事業規模などに応じて異なるので、一概には言い難いです。

(委員) 補助金の使途については、役員手当や総会費用などに確実に充てられているよう、誤解を招かない書類提出を指示してください。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

当補助金の使途について、チェック機能を充実させ、疑念が持たれるような表記については随時見直しを図ること

経済課 補助金－10 畜産環境対策推進事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本市の畜産業は町の発展により郊外へ移転し、養牛や養豚を行っています。町が発展することで住宅用地を郊外へ求め、住居が畜舎へ近づいて行き、近郊酪農として行われているのが実情です。

そのため糞尿による臭気問題が発生し、畜産臭気軽減のために本事業により補助金を交付しています。

畜産環境対策事業では消臭資機材の散布や堆肥を市外へ搬出することで住環境の改善が図られています。

協議額の350万円については、直近3年間の平均値により算出した結果、前年度（350万円）を超過しましたが、調整率を乗じて前年と同額としたものです。

【質疑】

(委員) 当補助制度を利用してくれる畜産農家はどれだけありますか。

(担当課) 市外搬出運搬は13事業所、消臭資機材は11事業所、コーヒー敷料は4事業者にご利用いただいています。

(委員) 昨年の判定会議で消臭機材として、糞尿を乾燥させる大型の扇風機を補助対象としていましたが、結果どうなりましたか。

(担当課) 大型扇風機の経緯としまして、消臭対策として消臭資材のみ対象としていましたが、消臭資機材を対象とする要綱改正を行いました。大型

扇風機は臭気の要因である糞尿の含水比を減らすため、大同大学の実験を経て令和元年度に予算措置しました。

しかし、大学での実験データが少量でのものであったため、実際の牛舎で2機設置した実証実験を試みた結果、成果が得られなかったことから、各農家の方々には周知を取りやめたのが経緯となります。

(委員) 大同大学と共同研究まで行った結果として、何も成果はなかったということですか。

(担当課) 大学との共同研究で得られた成果としては、悪臭の原因は腐敗臭によるもので、糞尿に含まれる水分が腐敗することで結果的に悪臭となるため、水分量をいかに乾燥させ抑制につなげる手法等を検討すべきであることが明確になったことです。

悪臭の原因については、各農家へ伝えることで、肉牛と乳牛でことなる性質の糞尿を混ぜて、水分量を減らし乾燥させている農家もあり、消臭対策として実践している例もあります。

当補助金は各農家が取り組んでいる消臭対策を補填できるよう、糞尿を乾燥させ堆肥化を行っている会社との交渉や、補助項目の検証など現在調整をしています。

また、この2年で大学との共同研究や環境課と一緒に行う臭気測定などから、市内で特に臭気数値が高い農家を絞り込めていますので、当補助金の利用を直接呼びかけるなど行っていきます。経済課としては、街の発展により住居が畜舎へ近づいて行き、近郊酪農と推移する状況下にありますが、畜産農家の撤退がないように寄り添い支援し、かつ、住民の理解が得られるような施策にしたいと考えています。

(委員) 協議額の積算根拠で、直近3年度の平均とありましたが、平成29～30年度の実績になっています。令和元年度実績は出ているはずですか。

(担当課) 予算査定までに改めて資料提示します。

(委員) 協議額としている直近3年の平均とする積算方法は、将来的にこのまま続けるのであれば違和感があります。

例えば、効果的な消臭対策が明確になれば、補助対象項目を絞り込み集中的に投資するなど、考え方については検討の余地があると思います。

(担当課) 現在の補助対象項目の検証は必要であると認識しています。また、先程の臭気数値が特に高い農家に集中的に投資するなど多角的に検討していきたいと考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ・積算根拠で3か年平均値は令和元年を含めた資料で予算査定に臨むこと
- ・消臭対策として特に強化する事業に予算を充てるなど、当補助金を有効に活用できる方策を検証すること

経済課 補助金-13 半田商工会議所中小企業相談事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本事業は半田商工会議所が実施する中小企業相談に対し補助を行うものです。中小企業相談は経営相談や経営指導を行い、企業経営の健全化や活性化などが図られます。

中小企業者が相談できる身近な窓口として必要とされており、愛知県よろず拠点支援などの相談機関とも連携を図りながら、本市の中小企業対策として経済の活性化、安定化につなげていくため、引き続き支援していく必要があると考えます。協議額の315万円は積算根拠にあるように、本事業は県の小規模事業経営支援補助金に基づき実施するため、対象経費の範囲も同じになり、補助額は2分の1後の額5,425千円になるのですが、予算の範囲内である315万円を限度として補助するものです。

【質疑】

（委員）要綱改正で予算の範囲内である315万円を限度とするとのことですが、添付している要綱が改正前になっています。

（担当課）申し訳ありません。令和2年4月1日施行で要綱改正を行っています。

（事務局）令和2年4月1日施行の要綱改正にて、第3条で「交付する補助金の額は、前条の事業に係る経費から関係事業収入及び愛知県小規模事業経営支援事業費補助金額を除いた額に、2分の1を乗じて得た額を限度額とする。ただし、限度額は、315万円を超えることはできない。」とあります。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

添付資料が改正前の要綱となっていたため、事務局を含め、十分な確認をしたうえで協議書を提示すること

市民協働課 助成金－２ コミュニティ環境整備助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

それでは協議書に基づき、ご説明します。

この助成制度は、地域のコミュニティ活動のより一層の活性化を図るため、活動に必要な施設や備品等の整備に金銭的な支援を行う制度で、昭和57年度から継続し交付しているものです。

各コミュニティは、地域で多世代や年代別の交流を深めるための親睦・交流行事を行っており、この制度は地域のコミュニティ活動の活性化に大きく寄与していると考えています。

令和3年度の協議額は、地域コミュニティへの事前調査から令和2年度と同額の470万円を計上しており、その内訳は、補助金等執行協議書に記載のとおりとなっています。また、継続して申請があるコミュニティについては、交付要綱に基づいた減額が発生する見込みとなっています。

なお、本年度からは、小学校区単位のコミュニティ構築に取り組んでおり、この制度については、各小学校区コミュニティへの支援が完了する令和4年度以降、小学校区コミュニティの構築を前提とした大幅な見直しを行って予定としています。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）過去の協議額から、概ね460～470万円となっていますが、令和3年度の470万円とするこれまでの経緯など確認させてください

（担当課）以前は総額400万円としていましたが、自治区からの要望増加に対応するため増額した経緯があります。昨年度も予算を超過する要望がありました。減額調整など行い予算の範囲内での執行を行っています。

（委員）これまでの判定会議において、防犯カメラの設置など自治区単位での補助対象としている事業課へ、将来を見据え小学校区単位での運用を市民協働課と調整するよう指示しているので、市民協働課が中心となって進めてください。

（担当課）各事業課が行っている自治区への補助事業を確認するとともに、自治区の事務負担なども含め調整したいと思います。

（委員）自治区の補助申請項目として、軽トラックがいくつかありますが、自治区内で自己所有の貸し借りで対応できませんか。

（担当課）軽トラックについては、資源回収などの日程調整で自由に使える車両を確保したい比較的規模の大きな自治区からの申請が多い状況です。また、自治区での行事等で使用していない時は、自治区の方に安価で貸し出しも行っています。

(委員) 要綱の別表(第3条関係)の但し書きにあるように、減額調整ができる仕組みになっているので、例えば協議額の総額(470万円)を削減したとしても、予算の範囲内での執行は可能であると判断していいですか。

(担当課) この助成に関しては、自治区にも負担を求めていることから、助成率の2分の1や助成限度額の補助は堅持したいと考えています。減額調整は、なるべく多くの自治区の要望に応じていく中で、想定以上の申請に対し止むを得ない運用であると整理しています。

(委員) 令和3年度以降、税収減が見込まれる中、当補助金は減額調整できる要綱も整備されてことから、総額を減らしていく考えはありませんか。

(担当課) 協議額について400万円から470万円に増額している経緯からも、自治区からの要望は年々増えています。現状でこれ以上の補助金の増額は困難と判断していますが、継続していきたいと考えています。その中で、想定外の申請件数があった場合には適宜減額調整を活用したいと考えています。

ただし、自治区単位から小学校区単位での事業展開に一定の見とおしがついた段階で、当補助金については今後も継続すべきかを含め、検討していきます。

【審査結果】承認：A1(指示事項)

自治区に係る補助事業等については、市民協働課が中心となって他課等と調整する機能を果たすこと

幼児保育課 補助金－1 保育対策総合支援事業費補助金(保育補助者雇上事業) 10月8日の再審査案件

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、平成30年度から、民間保育所等で勤務する保育士の負担軽減、及び離職防止を図ることを目的に交付しているものであります。

なお、この国庫補助金は、平成28年度から開始されたわけですが、平成30年度から要件緩和、具体的には、補助額の増額に加え、保育補助者の要件が「子育て支援員研修などの必要な研修を受講した者」から「保育園等での実習を修了した者」とされたため、民間保育所等へヒアリングを行った結果、ニーズが高いことが判明したため、実施しているものであります。

現在では、この補助金を活用した保育補助者の雇上げにより、保育士の負担が軽減され、その効果が確認されており、今後においても保育士の離職防止につながり、半田市の待機児童解消の受け皿になると考えています。

なお、令和3年度の協議額については、愛知県の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」における「保育補助者雇上強化事業」の規定に基づいており、積算根拠等については、補助金等執行協議書に記載のとおりですが、各園の補助基準額は、各々の定員数に応じて、その金額が定められています。保育補助者については人数の制限はなく、記載の人数は、各園から聞き取った来年度の採用予定人数となっています。

各園への交付については、四半期ごとに実績に応じて申請を受付け、提出された給与明細などの書類を確認後、支払いを行っています。

この補助金の負担割合については、国3/4、県1/8、市1/8となっており、各年度末に愛知県に事業実績を報告し、国の負担割合を含めた、県からの交付決定を受けています。

先日10月8日に開催された市民委員審査において、当補助制度の協議額を各園満額の計上をしていましたが、過去の実績から満額での計上は過大に見積もっているとのことで、各園の実態の沿った補助見込み額にて再度審査することを条件が付され、今回審査をお願いするものです。

【質 疑】

(委 員) 今回の協議額を修正した経緯を再確認させてください。また、修正額はどのように算出しましたか。

(担当課) 先日の指摘は過去直近2年度における実績額が、各年度の協議額との乖離があったため、令和3年度においても過大な見積額になっている可能性があるため、再度各園に実態調査を行ったうえで再審査するに至りました。

また、今回の協議額については、各園に再度確認し、雇上げ希望数ではなく実態に即した現実的な人数を聞き取った結果を積み上げたものです。

【審査結果】承 認：A1（指示事項）

各園に状況確認した結果12,189千円を協議額とし再協議の結果、同額にて承認する